

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則の制定について（案）に対する意見公募結果

- 1 募集期間 令和2年11月20日(金)から令和2年12月21日(月)まで
- 2 募集方法 生活安心安全課への持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページからの電子申請
- 3 募集結果 (1) 意見提出者 17人
 (2) 意見数 17件
 (3) 意見提出者の性別 男性13人 女性 4人
 (4) 意見提出者の年齢 19歳以下 2人 20代 10人 30代 4人
 40代 1人 50代 0人 60代 0人 70歳以上 0人
 (5) 意見提出者の職業 会社員 7人 公務員 0人 自営業 0人
 専業主婦(夫) 0人 学生 9人パート・アルバイト 1人
 その他 0人 不明 1人 (複数回答あり)
- 4 意見の反映結果 (1) 肯定又は規則案に含まれるもの(A) 0件
 (2) 規則案の修正を行うもの(B) 0件
 (3) 今後の参考とするもの(C) 5件
 (4) 条例に関する意見(D) 12件

No.	意見タイトル	意見内容	市の考え方	類型
1	タイトルなし	名前を公表してほしくない。 公表するならば公表方法を明確にしてほしい。	氏名等の公表は、条例違反について勧告、命令を受けてもなお違反行為を繰り返した場合に初めて行います。 公表を行う前には、静岡市行政手続条例の規定により意見陳述の機会を設けます。また、公表は公告のほか市ホームページへの掲載など、広く市民に周知する方法で行います。	C
2	(条例) 第1条	指導員の急な取締り、締めつけ、つかまえようとする姿勢には注視したい。 安心、安全な街をつくるための条例であり、若者を捕まえるための条例ではないことを祈る。 単なるしめつけはアンダーグラウンドでの犯罪行為を助長させる行為であることを理解し、本線である安心、安全な街づくりをするための条例であってほしい。	客引き行為等対策指導員については、条例違反行為を現認したときには、高圧的な対応とならず、丁寧に説明を行うことなど、市民に誤解を与えるような行動を取らないよう、十分に注意いたします。	C

3	(条例) 第8条	<p>禁止区域における店前での呼びかけに関して、路面店は有利だが、複数の飲食店が入っているビルに関しては、少し距離を融通しないとビル前での声掛けでもめ事になると思います。</p> <p>ビル隣接を数メートル伸ばして通行人の妨げを注意する方が良いと思います。</p>	<p>禁止行為の適用除外は、自店舗の入り口付近から声かけをするなどの場合を想定したものです。現在のところ、範囲を拡大する考えはありません。</p>	C
4	(条例) 第8条の件について	<p>ビルの上層階の店は客の目につきにくいことから、新規顧客を受け入れるのは非常に難しいと感じます。</p> <p>店前だけの客引き行為では限界がある他、3, 4, 5階と店員が地上で集まって客引きを行うことにもトラブルが想定できます。よって、居酒屋の客引きに関しては、ある程度の緩和を求めます。</p>	<p>禁止行為の適用除外は、自店舗の入り口付近から声かけをするなどの場合を想定したものです。現在のところ、範囲を拡大する考えはありません。</p>	C
5	(条例) 第13条2項	<p>職員が身分を示す証明書を携帯し、との記載があるが、その証明書の見本を掲載してほしい。</p>	<p>規則案にあるとおり、規則では証明書の書式を定めます。市民に分かりやすいよう、客引き行為等対策指導員証や立入検査等実施者証明書の書式を市ホームページ等に掲載することを検討します。</p>	C
6	(条例) 第1条 魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくり	<p>安心、安全で快適なまちづくりという点において、果たしてこの条例を制定することで実現が可能であるのかと疑問に思います。</p> <p>都市部ですでに条例が制定されている街でも、悪質な客引きが存在している現状です。全て今まで通りとは難しいかと思いますが、学生を中心に、多くの若者の雇用の場となっていることも事実です。</p> <p>なので、ユニフォームの着用など、所属先を明確にするなどの指定条件を提示していただき、許認可制の導入を検討していただきたく思</p>	<p>条例に関するご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>現在のところ、許認可制等の方法で客引き行為等を認めることとする予定はありません。</p>	D

		います。		
7	(条例) 第1条 について	客引き行為等に対して迷惑に感じる人もいると思うが、静岡の街にあまり慣れていない人などは居酒屋を紹介してもらうことにありがたいと感じていると思う。 明らかに態度が悪い客引きもいるが、お客様に安心安全を届けることを徹底している客引きもいるので、客引き行為自体を禁止することは極端だと思う。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
8	(条例) 第1条 について	まだ行ったことのないお店に行き新しい価値を見つける手助けをすることを禁止する必要はないと思う。 それにより、居酒屋市場の競争が激化し、盛り上がることは、静岡の経済活性化や人口増加に良い影響をもたらすと思う。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
9	タイトルなし	特定の人にも声をかけたい。 お客さんとしっかりお話しをしてお店の紹介をしたい。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
10	(条例) 第1条	客引きによって感謝を伝えられることがあるので、需要と供給があるので、安心、安全を意識できています。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
11	(条例) 第1条	態度が悪い企業と、お客さんに安心安全なお店を紹介する企業があるので、そのような企業との差別化を図ってほしい。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
12	(条例) 第1条	条例を作っても安心、安全な街は作れないと思う。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
13	(条例) 第1条 に関して	市民等及び事業者等と協働して魅力と活力のある安心安全で快適な街づくりに寄与することを目的としているということを掲げているので、あくまでもその目的のためにルールを設け、そのルールを破るものを取り締まるという旨を、	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D

		明白に記した条項を追加していただきたいです。		
14	(条例) 第1条	若者が街にいなくなる事で、抑制されていた反社組織、夜のキャッチ、スカウトが暗躍する可能性がある、そちらについても監視下において引き続き調査を続けていただきたい。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。 反社組織等や風俗営業店の客引き、勧誘行為へは、警察と連携して対応していきます。	D
15	(条例) 第1条 安心安全なまちづくりを目的とする	そもそも条例を作り取りしまる→真面目に働く若者がいなくなる→半グレや反社は残る→お金の無い若者に甘い話をする→この流れが東京や大阪でおきている。これを安心安全なまちとは到底思えない。 ※若者が楽しく働ける環境をしっかり作れば、魅力と活力のある街になると思います。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。 反社組織等へは、警察と連携して対応していきます。	D
16	(条例) 第6条、第7条について	禁止区域に関して、両替町などで反社として逮捕者が出たり安心安全ではないので禁止区域になっているのは分かるが、その他の所で居酒屋などの呼びかけは街に活気があり好感が持てるので禁止区域にしなくてもよいと思う。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D
17	(条例) 第8条	しつこい客引きは迷惑になるかもしれないが、居酒屋を探している人に店を提供することは経済を回すうえでよいことであると思う。	条例に関するご意見として参考とさせていただきます。	D